群馬県強い農業づくり総合支援交付金等交付要綱

第1 趣旨

知事又は農業事務所長(以下「所長」という。)は、群馬県農業の振興に資すため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金交付等要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村及び農業協同組合等(以下「市町村等」とする。)に交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 対象及び交付率等

この要綱による交付の対象となる事業及び経費並びに交付率等は、交付金交付等要綱、別表 1に掲げるとおりとする。

第3 申請手続等

- 1 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 申請書の提出期日は、毎年度知事又は所長が定める日までとする。
- 3 市町村等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金等 に係る仕入れに係る消費税等相当額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する 額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として 控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方 消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が あり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

- 4 知事又は所長は、規則第6条の2に基づく交付の条件として、他に必要な条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 補助事業者及び事業主体は、適正化法、施行令、交付規則、交付金交付等要綱及びその 他関係通知等に従うべきこと。

第4 着手

事業の着手は、規則第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、交付の決定より 前に着手する場合にあっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事務費の取扱い(以下、「事務取扱通知」という。)5 の(2)に基づき、交付決定前着手届を知事又は所長に提出しなければならない。

第5 変更承認申請

市町村等は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第9条第1項第1号の規定に基づき、知事又は所長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の事業変更承認申請書を知事又は所長に提出しなければならない。

第6 軽微な変更

規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ定める軽微な変更は、交付金交付等要綱別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外とする。

第7 指示申請

市町村等は、規則第9条第2項の規定に基づき知事又は所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事又は所長に提出しなければならない。

第8 遂行状況報告

1 規則第10条に規定する報告は、交付金等の交付の決定に係る年度の12月31日現在に おいて、別記様式3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知 事又は所長に正副2部提出するものとする。 ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、市町村等に対して当該交付金等の遂行状況報告を求めることができる。

第9 概算払請求

市町村等は、規則第7条第2項の規定に基づき概算払いにより交付金等を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を知事又は所長に提出するものとする。

第10 実績報告

- 1 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。
- 2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後1ヶ月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。
- 3 第3条3項ただし書により交付の申請をした市町村等は、実績報告書を提出するに当たって、第3条3項ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金等の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条3項ただし書により交付の申請をした市町村等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式6号により速やかに知事又は所長に報告するとともに、知事又は所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事又は所長に報告しなければならない。

第11 補助事業者等の義務

1 規則第8条の規定に基づく補助事業者等の義務のほか、市町村等は当該事業において取得 し、又は効用の増加した財産を事前に知事又は所長の承認を受けないで交付の目的に反して 使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

ただし、当該財産について知事が定める期間を経過した場合にはこの限りではない。

2 市町村等は補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、交付金交付要綱別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金等交付要綱」(平成31年4月1日施行)は廃止する。
- 3 2に掲げる通知によって令和3年度までに事業を実施した事業については、なお従前の例 により取り扱うものとする。